

事務連絡  
令和6年12月10日

全国中小企業団体中央会 御中

警察庁 長官官房企画課  
金融庁 企画市場局総務課  
総務省 自治行政局行政課  
情報流通行政局総務課  
総合通信基盤局データ通信課  
法務省 大臣官房司法法制部司法法制課  
民事局民事第二課  
文部科学省 大臣官房総務課行政改革推進室  
厚生労働省 職業安定局需給調整事業課  
環境省 環境再生・資源循環局廃棄物規制課

令和6年12月28日以降の申請書・届出書等の提出先の変更について  
(お知らせ)

平素より、「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」の執行に関して、御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年12月22日に閣議決定された「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」において、二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合及び商工組合（以下「事業協同組合等」という。）であって、警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び環境省の所管に係る事務・権限について、都道府県に令和6年中に移譲することが決定されました。これを受けて、本年12月27日付けで中小企業等協同組合法施行令（昭和33年政令第43号）及び中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和33年政令第45号）を改正し、12月28日から、二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって、警察庁（国家公安委員会）、金融庁（財務局、福岡財務支局）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び環境省（地方環境事務所）の所管に係る事務・権限を都道府県に権限移譲する予定です。

については、これまで上記7省庁の各機関長宛に提出いただいていた定款変更認可申請書、決算関係書類提出書及び役員変更届出書等は、本年12月28日以降、各事業協同組合等の主たる事務所が所在する都道府県知事宛に提出いただくことになる予定ですので、お知らせします。（別紙参照）

なお、本年12月28日までに、上記7省庁に対して定款変更認可申請書を提出いただいた場合であっても、同日までに認可されないものについては、同日以降、都道府県知事に対してされた申請とみなされ、都道府県において対応することとなります。このため、本年12月27日までに、上記7省庁に対して定款変更認可申請書の提出を予定している事業協同組合等におかれましては、認可までの事務処理に要する時間の関係で調整をさせていただく必要がありますので、事前にご相談ください。

貴会におかれましては、会員組合に周知するとともに、都道府県中小企業団体中央会を經由し、事業協同組合等に周知いただきますようお願いいたします。

**【本件に関する問合せ先】**

警察庁 長官官房企画課  
電話番号：03-3581-0141（内線2134）

金融庁 企画市場局総務課  
電話番号：03-3506-6000（内線3645）

総務省 自治行政局行政課  
電話番号：03-5253-5510

総務省 情報流通行政局総務課  
電話番号：03-5253-5711

総務省 総合通信基盤局データ通信課  
電話番号：03-5253-5852

法務省 大臣官房司法法制部司法法制課（法律事務所関係）  
電話番号：03-3580-4111（内線5754）

法務省 民事局民事第二課（司法書士事務所又は土地家屋調査士事務所関係）  
電話番号：03-3580-4111（内線2439）

文部科学省 大臣官房総務課行政改革推進室  
電話番号：03-5253-4111（内線3092）

厚生労働省 職業安定局需給調整事業課  
電話番号：03-5253-1111（内線5745）

環境省 環境再生・資源循環局廃棄物規制課  
電話番号：03-3581-3351（内線6856）

(別紙)

権限移譲により、決算関係書類、役員変更届、定款変更認可申請書等の提出先が以下のとおり変更になります。

|    | これまでの提出先   | 令和6年12月28日以降の提出先 |
|----|--|------------------|
| 例1 | 警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、環境省、及びその地方支分部局（注1）               | 都道府県             |
| 例2 | 警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、環境省、及びその地方支分部局<br>都道府県           | 都道府県             |
| 例3 | 警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、環境省、及びその地方支分部局<br>他の国の機関（注2）     | 都道府県<br>他の国の機関   |
| 例4 | 警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、環境省、及びその地方支分部局<br>都道府県<br>他の国の機関 | 都道府県<br>他の国の機関   |

(注1) 「警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、環境省、及びその地方支分部局」とは、それぞれ以下を指す。

警察庁：警察庁（国家公安委員会）

金融庁：金融庁（財務局、福岡財務支局）

総務省：総務省（自治行政局（行政課）、情報流通行政局（情報通信作品振興課、地上放送課、衛星・地域放送課、衛星・地域放送課地域放送推進室、郵政行政部企画課、同部郵便課、同部信書便事業課）、総合通信基盤局（電気通信事業部データ通信課））

法務省：法務省（民事局第二課、大臣官房司法法制部司法法制課）

文部科学省：文部科学省（大臣官房総務課行政改革推進室）

厚生労働省：厚生労働省（職業安定局需給調整事業課）

環境省：地方環境事務所

(注2) 「他の国の機関」とは、警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及びその地方出先機関以外の国の機関（東京国税局等）を指す。なお、これまで財務局、福岡財務支局が提出先であった場合も、金融庁長官の所管でない組合（たばこ・塩等の関係は財務大臣の所管）については、引き続き財務局、福岡財務支局が提出先となる。